

診療・検査医療機関等における感染防止対策支援について

1 支援の目的

国は、「次のインフルエンザの流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省発事務連絡）において、発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関を「診療・検査医療機関」として指定し、発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備する方針を示しました。

「診療・検査医療機関」をさらに拡充して、区民が安心して診療、検査を受けられる体制を強化するためには、医療機関における感染予防対策の徹底が必要です。

区では、港区医師会に加入している医療機関を対象として、PCR検査時の感染予防体制整備に係る経費を一部補助することで、流行期における診療・検査医療機関等の拡充を目指します。

2 支援の概要

(1) 対象

港区医師会に加入し、且つ12月末までに診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関等（約200医療機関（予定））。

(2) 内容

港区医師会に補助金交付に係る事務を依頼し、院内感染防止対策のための、飛沫防止の資機材購入費（PCR検査対応時の検体採取ブース、簡易検査用BOXやパーティション等）の一部を補助します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月	令和2年第4回港区議会定例会に補正予算案提出
12月中旬	該当の医療機関へ周知
12月下旬	各医療機関から申請受付
令和3年 1月	各医療機関に補助金交付